

1969

Contract Interpretation under the Uniform Commercial Code (UCC ni okeru Keiyaku no Kaishaku)

Whitmore Gray

University of Michigan Law School, wgray@umich.edu

Available at: <https://repository.law.umich.edu/articles/1129>

Follow this and additional works at: <https://repository.law.umich.edu/articles>



Part of the [Commercial Law Commons](#), [Comparative and Foreign Law Commons](#), and the [Contracts Commons](#)

Recommended Citation

Gray, Whitmore. "Contract Interpretation under the Uniform Commercial Code." *Int'l Bus. L. Bull. (Tokyo)* 88 (1969): 2-11.

This Article is brought to you for free and open access by the Faculty Scholarship at University of Michigan Law School Scholarship Repository. It has been accepted for inclusion in Articles by an authorized administrator of University of Michigan Law School Scholarship Repository. For more information, please contact mlaw.repository@umich.edu.

海外商事法務

UCCにおける物品の売買(Ⅷ)

UCCにおける契約の解釈(2)……………ウィトモア・グレイ…(2)

インサイダー・トレーディングは許されるか

——テキサス・ガルフ・サルファー事件と連邦証券取引法10条(b)

(ハーバード・ロー・レビューより) ——……………訳 本林 徹…(12)

日豪租税条約について……………落合 淳隆…(24)

英文契約書の研究(6)……………早川 武夫…(30)

国際取引における新流通証券の発行に関する国連質問状について

——UNCITRALの研究作業——……………小原 三佑嘉…(35)

■最近のアメリカ反トラスト法の動向■

寡占産業等規制法の構想……………(38)

■リーディングケース紹介■

ディーラーとの委託販売契約を違法な再販売価格維持とした事例……………(42)



the IBL Bulletin

C O N T E N T S

| | |
|---|-----------------------|
| Contract Interpretation under the UCC.....Whitmore Gray..... | 2 |
| On Tax Treaty between Australia and Japan | Junryu Ochiai.....12 |
| Stock Purchases by Insiders Possessing Material Inside Information, and Misleading Cooperate Press Release Unrelated to Securities Transactions by Corporation, Violate SEC Rule 10 b-5. —SEC v. Texas Gulf Sulphur Co. (82 Harvard Law Review 938—51 (1969))Tohru Motofayashi..... | 18 |
| A Study of Written Contracts in English..... | Takeo Hayakawa.....31 |
| Idea for Concentrated Industries Act etc..... | 36 |
| UNCITRA Questionnaire on “a new international negotiable instrument”Miyuka Ohara..... | 40 |
| Note—Simpson v. Union Oil Company of California 377 U. S. 13 (1964)..... | 43 |

UCC における契約の解釈 (2)

ウィットモア・グレイ ミシガン大学
ロー・スクール教授
訳: 林 司 宣 法政大学講師

B. どのような言葉または行為が契約上の義務の変更をもたらす効果をもつか。

もし諸君がよろしければ、私はもう少し契約の解釈問題についてお話を続けたいと思う。あとで例として判例をみることにするが、そのまえにお話ししておくべきいくつかの事項があると思う。

すでにわれわれは、当事者の履行過程の若干の解釈問題とそれが何を意味するかについて考察した。われわれはそれを、契約の変更を示すのに、または少なくとも契約条項を説明ないし明確化させるために使うことの可能性について論じた。もしこれらの効果が特定の場合において望まれていないならば——たとえばある買主が遅配された物品を受取るが、しかも遅配に対する損害賠償請求権を留保したいと望むような場合——われわれは、彼が不適合の履行を異議を止めて受諾することを許している1—207条の規定を注意深く利用しなければならない。

一方当事者が、履行期限が到来しても履行しないということを表明すること——たとえば、「私は貴社の注文の部分品を期限内に納入できません。」ということ——は、とくに困難な問題を提起する。同様の状況は、一方当事者が契約上期待しうるような履行を得られそうにないという何らかのより具体性を欠く示唆——つまり彼をして他方当事者の履行能力または意思を疑わしめるような何らかの情報——を間接に得た場合にもおこりうる。

これら二つの観念は、一緒になってコモン・ロー上非常に広く認められた原則の中に入れられるようになった。これはときには「履行期前の契約

違反 (anticipatory breach)」、またときには「履行期前の履行拒絶 (anticipatory repudiation)」といわれる。UCCは、おそらく、より正確な言葉として、「履行期前の履行拒絶」を選んでいる。ある者が履行したくないような場合——つまり履行拒絶を含む場合——に加えて、コモン・ローは通常このなかに、ある者が履行しえなくなるような場合——ときどき、将来の履行不能 (prospective inability to perform) といわれるもの——をも含めてきた。UCCはこのなかに、いかなる履行拒絶もまた不能も実際には存しないにもかかわらず、ある者が「不確実性 (uncertainty)」の根拠を有するような場合についての規則をも含めている (2—609条)。

多くの大陸法系諸国とは対照的に、コモン・ローは、いつそのような契約違反や履行拒絶がおこったかについての非常に詳細な理論とともにそのような種類の行為に対して得られる救済方法を発展させてきた。われわれは、そのような場合における救済問題については明日お話しするが、本日はそのような言明、行為または不能の、当事者義務に対する効果についてお話しすることにしよう。

UCCはこのような場合当事者に対して、コモン・ローよりも広い保護を規定している。というのは、2—609条はある者がたんに履行を得られる可能性が不確実だと感ずる理由を有する場合について——つまり、彼が履行拒絶の通告を受ける以前または彼が履行を不能にするような客観的状况を現実を知る以前における場合であっても——定めているからである。ではこのUCCの主要改革規定をみてみよう。

2-609条 履行の十分な保証を要求する権利

- (1) 売買契約においては、各当事者は、履行期に履行を受けることについての相手方の期待を害してはならない義務を負う。一方の当事者の履行が不確実であるという合理的な根拠があるときは、相手方は、書面をもって履行期に履行を受けるための十分な保証を受けることができ、かつ取引上合理的とみとめられるときはまだその約定した反対給付を受けていない履行を、このような保証を受けるまで、留保することができる。
- (2) 商人間にあつては、履行が不確実であるとみとめる根拠が合理的であるか否か、および提供された保証が十分であるか否かは、商取引の基準によって決するものとする。
- (3) 不完全な給付の受領または支払をしても、権利を侵害された当事者は、将来の履行を受けるための十分な保証を要求することを妨げられない。
- (4) 正当な要求を受けたとき以後30日を超えない合理的期間内に、履行期における履行のための当該事情のもとで合理的であるとみとめられるような保証を提供しないときは、その契約の履行拒絶となる。

本条は、たんに何らかの理由で、約束された履行を得ることが不確実だと感ずるに至るような当事者にとって有用な方途である。たとえば彼は、契約の他方当事者が陥っている資金難や品質上の困難について耳にすることがあろう。もちろん不確実感と彼の受ける保証は、その状況における特定事実にてらして判断されなければならない。比較的知られていない製造会社の与える保証よりは、ゼネラル・エレクトリック社の与える保証の方が軽いものですむだろうことは明白であろう。

「合理性」の基準は非常にばく然としたものであるため諸君はたぶん、これはすでに当事者の有する救済方法にあまり有用な手段を追加するものではないと考えるかもしれない。しかし私は、これは、紛争が発展しないうちにできるだけ早い時期に両当事者を接触させるために——つまり、究極的には契約関係の重大な破綻にまで発展しかねない事柄について両当事者に交渉させるために——重要であると考えている。それは、他の当事者から、履行が真に可能であるかをたずねる手紙を受取った当事者は、それをまじめにとり、履行につ

いての十分な保証を与えなければならないことを意味する。さもなければ、彼は他の当事者を契約を自ら終了する立場におくリスクをおかすことになる。実際には、同基準のばく然性は、もしそのような指針がより正確であった場合よりも多くの注目を人々から集めることであろう。

もし一方当事者が不確実性の合理的な根拠を有し、かつ保証が満足できるものでないならば、彼はその事態を、他の当事者から現実に履行拒絶の通知を受けた場合と同様のものとして扱うことができるということに注意されたい。そこで2-610条（履行期前の履行拒絶）が問題となる。同条はつぎのように定める。

一方の当事者が履行期末到来の履行に関して契約の履行拒絶をした場合に、その相手方にとって契約の価値が実質的に損われるときは、権利を侵害された当事者は、

- (a) 商取引上合理的な期間、履行拒絶をした当事者による履行を待つことができる。
- (b) 履行拒絶をした当事者の履行を待つ旨を通知して、履行拒絶の撤回を促したときでも、契約違反の場合の救済方法（2-703条または711条）を行使することができる。
- (c) いずれの場合でも、権利を侵害された当事者は、自分の履行を止めることができるし、本編の規定に従って、契約違反にもかかわらず物品をその契約の目的物として特定しまたは未完成の物品を処分する売主の権利（2-704条）を行使することができる。

まず第一にわれわれは、同条各号の救済を可能ならしめるためには、その履行拒絶が権利侵害を受ける当事者にとって契約の価値を実質的に損うような、義務全体またはその一部の拒絶でなければならないことに注意すべきである。コモン・ローの場合には通常いかなる義務の不履行もそれがいかに些細であろうと契約違反となるため、このことは重要なことである。とくに2-610条の(b)号をみていただきたい。これは、履行拒絶を受けるや否や——すなわち通告なくして——彼はもし履行が履行期日になされたならば得られるような契約違反に対するすべての救済方法を行使しうることを規定している。おそらく驚くべきことであ

るうが、同条は、たとえ彼が違反者たる当事者に
そうしないだろうということを通知したうえでさ
え、つまり後者に対して履行を待つことを通知
し、かつ撤回を促したうえでさえ、彼がこのこと
を行なってよいといっている。私自身これは、他
の諸条文中でわれわれがみてきた誠実の一般義務
と合致させるのは非常に困難だと感じている。不
幸にして公式コメントも、この規定についてはい
かなる説明もつけていない。しかしながらたぶん、
これは実際上それほど重要なものではないかもし
れない。というのは権利侵害をうけた当事者は、
しばしば、他の当事者はいずれにせよ履行しない
という旨の手紙をすでに受取っていることがある
からである。

権利侵害をうけた当事者が彼の立場を実質的に
変えないかぎり（またはその履行を最終的とみな
す意思を表明しないかぎり）、2-611条のもとで
その拒絶はいぜん撤回されることができる。ただ
し、この撤回は、2-609条を満足させるに必要な
種類の何らかの履行保証を伴わなければならない。

2-610条(b)号のもとにおけるこの種の救済方
法の利用可能性はかなり明白であると思われる。
ただし、これに関連する若干の救済上の問題につ
いては明日お話ししよう。大切な問題の一つは、権
利侵害をうけた当事者は商取引上合理的な期間、
履行を待つことができる（その間彼自身の履行も
2-610条(c)号によって中止しうる）、と定める
2-610条(a)号を救済方法に関する諸規定に関連
づけることである。そのまま待つことも、撤回を
もたらずかもしれないため望ましいことであろう
が、救済方法の諸規定のもとでは、それらがこの
特殊な問題を頭に入れて考えられたものでないた
め、権利侵害をうけた当事者は自らの危険におい
てそうしなければならない。

ではつぎに、現実の履行時期における履行およ
び不履行の可能性についてみることにしよう。コ
モン・ロー上の一般的考え方は、物品売買関係に
おいてはやや厳格な履行を要求するものであつ
た。これはわれわれが他の種類の契約の履行に関
連して発展させてきた一般原則とは対照的であ

る。そこでの基準は「実質的履行」という言葉で
表わされている。かくして、ほとんどの場合にお
いて、履行が契約の要求している事柄を実質的に
充たすものであれば十分である。つまり、そのよ
うな実質的履行は拒否しえないのである。もっと
も、契約条項のそのような変更から生ずるいかな
る損害賠償をも請求する権利は残される。たと
えば、土地の売買のケースにおいては裁判所は非
常に寛大で、履行期限が満期になったはずの期日
の1年か2年後でさえも、義務を怠っている買主
のために非常に積極的に履行を強制してきた。

コモン・ロー裁判所は通常、物品売買につ
いては例外を設け、厳格な履行を要求する理由は、
これが商取引上の要請と商慣行に沿っているから
である、といってきた。UCC以前の法とUCCの
規定自体について論じてきた多くの人々は、はた
してこのことが実際に本当かどうかを疑ってきた。
UCC自身もこの二面性を反映しているよ
うに思われる。なぜならば、それは、売買契約の
厳格な履行について一般的に定める(2-601条)一
方、また契約上の権利の厳格な主張には至らない
種々の救済をも定めているからである。私は、合
理的商業基準に沿った実質的履行が、UCCの下
で提供される一方当事者の履行申出の妥当性の判
断基準とされるべきであるとの趣旨の何らかの形
の規定が、UCC中におかれることをほとんどの
人々は望んだことであろうと思う。

2-601条は売主の履行についての厳格な履行基
準を規定し、買主に対して、「もし物品または引
渡の提供に契約に適合しない何らかの点がある
ときは」、これを拒否する権利を与えている。(買
主の履行に関しては何らこれに対比しうる規定は
存しない。)しかしながら、UCCのカバーする状
況の全貌をみるためには、この一般的要件を弁済
の提供と受諾および受諾後の救済方法に関する
より具体的な規則のコンテクストにおいてみるこ
とが必要である。おそらくより意味のあることは、
抽象的に売主の義務が何であるかを問うよりも、
この問題を拒否権と結びつけた買主の権利の立
場から——すなわち、いかなる状況において彼は
物品を拒否しうるかを——みることである。

たぶんわれわれは、まず最初に、単純な状況の場合をつぎのようにまとめて片づけることができる。すなわち、もし買主が契約に明らかに適合しないような物品を提供されたならば、彼が受領だと解釈されうるいかなることもなす前に当該物品をしらべるチャンスがあるような状況のもとでは、彼はそれらを、いかに小さかろうと欠陥または瑕疵を理由に完全に拒否することができる、ということは明白であるように思われる。換言すれば、もし彼が、100単位を要する契約において99単位を一箱に入れて提供され、彼が受領するか否かを決定せねばならないまえに単位数をかぞえることができるような場合、彼は一単位の欠如を理由としてそれを拒否しうることは確かである。不幸にして、このような単純な状況は商取引関係においては普通におこるものとは思われず、問題がもっと複雑な場合の方がよりおこり易いのである。

たとえば多くの契約において、買主は物品を受取るまえにそれらをしらべる権利をもたないであろう。ここで2—513条をみよう。それによれば、

契約が次の事項について規定しているときは、買主は代金支払に先立って物品を検査する権利を有しない。ただし別段の合意があるか、またはC. I. F. 契約に関する本編の規定(2—321条(3)項)によるべき場合はこのかぎりでない。

- (a) 現金引換渡(C. O. D.)条項その他これに類する条項
- (b) 権限証券引換払(物品が検査可能となった後のみその代金の弁済期が到来する場合を除く)

それゆえ、通常いかなる事前の検査権もないような場合があるわけである。

たしかにこのほかに、彼が受領と解釈されうるような種類の支配を物品に対して主張するまえにその物品を完全に検査することが彼にとって実際上むりであるような多くの場合がある。もちろん買主が2—606条によって、たとえば密閉されたボール紙箱につめられた物品の場合やまたはその他迅速な検査が事実上困難であるような場合のように、彼は配達後非常に長期にわたる検査をする妥当な機会をもっと主張することは可能である。し

かしながら、これは通ずるのが困難な主張であり、多くの場合買主は、その後につづく諸規定——つまり彼にいったん行なった「受領を撤回」することを許す2—607および2—608条——にたよらなければならないことの方がよりおこり易いと思われるのである。UCCは、この「受領の撤回」という用語を導入することにより、コモン・ロー上の「解除する(rescind)」ないし「解除(rescission)」という用語を使用することを回避した。上記二つの条文は、買主にその受領を二つのタイプの状況において撤回すること、すなわち物品を返し、結果的には履行に関しては当該契約からぬけ出すことを許しているわけである。

2—607条のもとでは、買主は、瑕疵に気づいていながらも、それが「治ゆ」(訂正)されるだろうとの妥当な期待をもってなされた受領を撤回することができる。たとえば、100のかわりに99単位が引渡され、売主が彼に、「ああ、何ということだ。あの箱は一つ欠けていたとは。じゃ午後にも持ってきましょう。」といった場合、彼は、もしその残りの一つが引渡されないならば依然彼の受領を拒否することができる。

2—608条のもとでは、たとえ買主が、瑕疵が治ゆされるだろうと考えて、またはそれを発見し難かったため受領したとしても、その不適合さのためにその価値が実質的に損われるような場合には彼はその受領を拒否することができる。実際には、2—608条はUCCにおけるかなりの制限を示すものである。というのは、コモン・ローおよび以前の統一売買法の下においては、当該瑕疵が買主にとって「価値を実質的に損う」場合のみに解除を限定するものは何もなくあったからである。

UCCはおそらくこの場合典型的なケースとして、商人がある瑕疵を発見する場合を考えているのであろう。2—607条は彼が受領時に知っていた瑕疵について規定し、2—608条は受領時に知らなかったかくれた瑕疵について定めている。2—608条において解釈を当該瑕疵が価値を実質的に損う場合に限定していることは商人を頭において規定されたものと思われる。つまり商人であれば、彼が後になってA級の代りにB級の製品を受取った

ということを発見しても、それを低い価格で売ることができ、かつ損害賠償請求によって補完されるからである。

商人の買主とは異なり、私人の買主は、通常はある瑕疵が彼にとってその商品の価値を実質的に損うような立場にあらう。彼は普通いかなる瑕疵のある自動車もほしくないであろう。いわんや、のちにわれわれがとり上げるケースにおけるように、瑕疵ある飛行機についてははしかりである。

「完全な弁済の提供」原則に対するよりいっそう実質的な制限は、2-612条である。同条においては、分割給付契約の分割給付を買主が拒絶するのは、当該不適合が分割給付の価値を「実質的に損い」かつ補完しえない場合のみとされている。換言するならば彼はここで、たとえ瑕疵が「受領」以前に発見されたような場合によっても、完全な弁済の提供を主張する権利を有しないのである。この文言上では、補完しえないほど明瞭な瑕疵をもつような種類の弁済はほとんど考え難いし、また分割給付契約とその他の売買契約との間に、どうしてそのように大きな差異があるのかも全く考え難い。個々の分割給付について不適合が実質的であらねばならない事実に加えて、同条3項は、その不適合によって契約全体の価値が「実質的に損われる」場合においてのみ契約全体の違反があったといえと規定している。ここでもまた、物品の拒絶と契約の解消が可能か否かを判断するために、完全な弁済の提供よりむしろ実質性の基準が使われているわけである。

ここでわれわれは2-508条の規定も追加しておこう。これは不適合物品を提供した売主に対して、二つの補完の可能性を定めている。第1項のもとでは、売主は契約の履行期限内に適合品を提供することができる。すなわち、もし彼が適正な履行によってやりなおす意思を通告するならば、彼のはじめの瑕疵ある履行は「契約違反」とはみなされないのである。多くの契約は履行期限を明確に定めていないため、実際上これは多くの売主に非常な助けとならう。第2項は厳格な弁済提供原則に対するなおいっそう劇的な制限である。ここでは、もし売主が不完全な弁済提供でも受領さ

れうと考える理由を有するような場合には、彼はまず瑕疵ある提供を行なうことができ、そうしてもしこれが拒絶されたならば彼は妥当な時期に——つまり契約上の期限がすぎた後でも——適合した提供でとって代えることができるのである。もちろんこれが劇的であることの唯一の理由は、絶対的に厳格な弁済提供を要求している2-601条が存するからである。この規定がなければ、われわれはそれを、当事者間の取引における一般的誠実原則の最も自然な適用とみなすことであろう。実際上私は、完全には適合しない提供で、同時に一般コモン・ロー上または2-208条および2-209条のもとで放棄（禁反言）の権利も生ぜしめないようなものが受領されると信ずる合理的な根拠を伴う状況を考えるのは困難だと思う。

なおいっそうの制約について、2-504条をみることにしよう。われわれは、これまで量、質、時および方法を含めて、弁済の提供一般について論じてきた。2-504条はたんに時と方法の問題を扱っている。売主は同条(a)号により、適切な運送契約を結ばなければならず、(c)号により買主に対して荷積をすみやかに通知する義務を負う。しかしながらそれにつづく段で、このことを怠ることは重大な遅滞または損失が発生する場合にのみ拒絶の理由となる——つまり、契約違反の効果をもつ——と定めている。ここでもまた、基準は実質性のそれであって、厳格な履行ではないのである。

それゆえ一般にわれわれは、2-601条は売主の側の厳格な弁済提供要件について規定しているといえることができるが、しかしその状況を詳しくみてみると、それは「誠実」がほとんどの場合に勝ちぬくような状況——つまり他の当事者が契約を解消することを防ぐには実質的履行で十分であるような場合——のようにみえはじめるのである。

UCCは、買主による厳格な弁済提供ないしは厳格履行の問題に対してははるかに少ない注目しか与えていない。これは、買主の通常の義務は物品を受取り代価を支払うだけのことであるため、全く当然のことである。このことは、もし信用取引が存在しないならばごく単純な命題にしかすぎ

ない。なぜなら買主は、2-511条1項に規定されているように、売主の履行義務を生ぜしめるためにはその代価を提供しなければならないからである。同条は、「別段の合意がなされないかぎり、支払の提供は、引渡を提供しかつ完了すべき義務が売主に生ずる条件である。」と定めている。2-511条2項のもとでは、買主による代価の完全でない提供の補完の可能性も存する。たとえばもし、買主が小切手を提供するが（そしてこれは商取引過程で通常使われていることであるが）、売主が現金による支払を要求した場合、買主は契約に違反することなくしてその現金（法定通貨）を入手するための合理的な追加的期間を与えられるのである。

契約の解釈および契約違反についての検討に関連して、私は「担保」義務について少しお話しすべきであると思う。説明がやや困難なある種の理由のため、コモン・ローは常に、物品の品質に関する履行の不適合を非常に特別の種類^の契約違反とみなしてきた。この種のトピックについてのわが近代法のほとんどは「担保」の項目のもとに含まれる。この「担保」は、品質についての明示的約束と法により売主に課せられる義務の双方を描写するために使われる。私がA級のものを引渡すことを約束して、実際にはB級のものを引渡すような場合、われわれはこれをたんに「不履行」としてではなくて、担保違反を伴う瑕疵ある履行だと描写しがちである。

UCCはコモン・ローの用語をひき続き使用し、2-313条ないし318条は以前の法の分類分けをし、若干の修正はあるがその多くの準則をかかげている。

近代法における担保責任の三つのソースには、契約締結に関連してなされる、約束としての性質を有しないたんなる事実の表示、契約中で明白になされる品質または性質の約束、そして事実表示または特定約束のひきうけのいずれとも無関係に、法により課せられる義務、がある。これらのソースの最初の二つ、つまり事実表示と特定約束は、2-313条で結合されている。すなわち、

(1) 売主による明示の担保は、つぎのようにして生ず

る。

- (a) 売主が買主に対してなした事実の確言または約束であって、その物品に関連するものであり、かつ、取引の基礎の一部をなすものは、その物品が確言または約束に合致する旨の明示の担保を生ぜしめる。
 - (b) 物品についての説明で取引の基礎の一部をなすものは、その物品がその説明に合致する旨の明示の担保を生ぜしめる。
 - (c) 見本（サンプルまたはモデル）で取引の基礎の一部をなすものは、その物品の全体がその見本（サンプルまたはモデル）に合致する旨の明示の担保を生ぜしめる。
- (2) 明示の担保の発生には、売主が「担保する（warrant）」もしくは「保証する（guarantee）」といった形式的文言を使用することも、また売主が担保する特別の意思を有していることも必要でない。しかし、物品の価値についての確言または物品についての売主の意見もしくは推奨にすぎないような表示は、担保を生ぜしめない。

第一の担保責任のソース——つまり売主より買主になされる当該物品に関連する事実の確言——は、いくら強調してもしきれない。というのは、これは上の文言のもとでも、また以前の成文法の文言のもとでも、責任の根拠として裁判所により非常に広い意味に適用されてきたからである。

これらの「表示（statements）」には、公衆に向けて一般的な広告でなされる事実の表示で、そこでメーカーがたとえばそのタバコが喫煙に安全で肺やのどに害を与えないとか、またさらには子供でさえもその器具を安全に操作しうるとか、公衆にいつているような場合が含まれよう。この規定を最も広く解釈して、私は、それは裁判所に対し、売主が買主にいったあらゆることを考慮に入れて、買主の頭に植えつけられたその製品の品質についての印象をしらべるよう指示するものと思う。（これは、保護の対象を、物品を使用したりまたはそれに影響をうけることがありそうなすべての人々にまで拡大しようとする上述の傾向に鑑みてとくに重要である。UCCの最も広く採用されたテキストは、担保責任を、直接の買主およびその家族ならびにその家庭への来客以外には拡大

していない(2-318条)が、若干の州はすでに、保護の対象を「当該物品を使用し、消費しまたはそれによって影響をうけると考えるのがもっともであり、担保責任違反のため身体に被害をうけるようないかなる自然人」にまで拡大している広範なテキストの方(UC C1966年公式テキスト、第2-318条選択条文B)を採用している。もう一つの可能性は、「身体に」の言葉を削除することにより保護を身体上の被害以外にまで拡大することである(UC C1966年公式テキスト、第2-318条選択条文C)。そのような場合には、担保責任違反による財産に対する損害もカバーされることになる。)。

それでは、担保にもとづく請求の根拠をみると、UC Cは非常に慎重にも、保護が得られるのは取引交渉の基礎の一部となるような事実の確言または表示のみだとしている。(この型の担保責任違反に対する救済は、不実表示および錯誤に対するものとししばしば重複するであろうことに注意されたい。)もし当事者が当該物品購入にさいして明らかにその表示には依らなかったと思われるならば、この当事者に関するかぎり、その表示は「勧誘」ではなかったということ、またはその当事者に関するかぎり、「交渉の基礎」の一部とはならなかったということを主張する根拠がかなりある。たとえば、ある者がいつも特定ブランドのタバコを吸っているならば——つまりその健康に対する効果について何らかの表示がなされる前から吸っているならば——その旨の表示は彼に関するかぎり交渉の基礎の一部となるであろうか？

この条文のコメントは非常に広い解釈の余地を主張している。たとえば、それは、契約成立の後——たとえば買主が引渡をうける時に——なされた確言も、売主の担保責任を判定するためにおそらく考慮されるべきであろうとさえいつている。たとえば、買主が箱をあけて使うまで全く気がつかなかったようなある器具の使用法についての指示が、担保責任の請求の根拠となることさえありえよう。

表示により生ずる保護に加えて、同種の責任はもちろん「約束」されることもできる(これも担

保とも呼ばれる)。それは、言葉による約束のこともあれば、また売られる物品の説明ないしはサンプルを提供することによって約束することもある。もちろんこれはある程度語義上の問題である。なぜならわれわれは、当該物品がサンプルのようだと売主が「言明」すると、またそのようだと彼が「約束」ともいえるからである。

説明による担保は、おそらく青写真の供給から、または一定の言葉が後の契約における物品を説明するために使用されるような当事者間の過去の取引経過(たとえば、前回の講義でのニワトリの例)から生ずるであろう。

以上は、主要な明示的担保である。すなわちそれらは、表示がなされたために、また説明やサンプルによるものを含めて特定の約束をしたために、取引において強制されようような品質に関する義務となるのである。これらは、慎重な商人なら自らの引受ける担保責任を著しくコントロールしうるものである。すなわち、彼は自分のいうことに気をつけることもでき、約束することについて慎重に行ない、物品の説明を正確にし、また彼の物品の平均的品質を実際に反映するようなサンプルを送ることもできるわけである。

しかしながら、義務の根拠としての黙示的担保のもとにおいては、われわれは全く異なった命題について論ずることになる。われわれがここで論ずるのは、売主が好むと好まざるとにかかわらず、ただたんに彼がある種の物品を売ったという事実のゆえに、法が彼に課する義務についてである。これらの黙示的担保のほとんどは、「商品性(merchantability)」という見出しのもとに含まれる。ここにもう一つ追加しうるものは、特定目的にとっての適合性の担保である。

しかしこれらの実質的検討にはいる前に注意しておくべき重要な事柄は、商品性の担保について責任を問われるのは基本的にはたんに商人のみであること、しかも商人一般ではなくて、問題の物品を扱っている商人のみであるということである。しかしながら、2-315条によれば、特定目的に対する適合性の黙示的担保は、非商人による一回きりの売買の場合にも起りうる。そこで、どの

ような人がこの種の責任を負うかについて論じるにあたって補足しておきたいことは、誰であろうと——つまり非商人であっても——もし彼がその売ろうとする物品を「私はこれら物品を保証します。」といったような言葉で明確に保証するならば、商品性にもとづいて担保に似たものを負わされるということをUCCは示唆しているということである。UCCは、商品性の基準は、上のような状況にある彼の義務内容についての一つの指針を——裁判所に対するたんなる一種の示唆として——与えるだろうとっている。

「商品性」の担保の内容については、最も包括的な要件は、それら物品が一般的に平均的品質をもっていること、すなわち、それらが取引において異議なく通用する種類のものであること、である。それら物品は、その通常の用途に適合しなければならない。たとえば自動車の場合、運転に適した、また停車のために十分働くブレーキをそなえたものでなければならない。それらはまた、十分に包装されかつラベル表示されていなければならない。一般に以上の事柄は、「合理的」履行の一般基準ないしは「通常の商業的」基準の履行のもとに一括して含ませうるような種類のものである。

しかしながら、「合理的」の語のもとに含ませないのではないかと思われるようなもう一つの基準があり、これは物品は容器またはラベルに表示された約束ないしは事実の確言に合致しなければならないという趣旨の2—314条2項(F)号である。諸君はこれを、説明による担保の一つとして黙示の担保よりもむしろ明示的担保とみなされると考えるかもしれない。これが2—314条の黙示の担保のもとに入れられたのは、おそらくその方が否認が困難であり、それゆえ消費者にそれだけ余分の保護を与えることになるという理由からであろう。

もう一つの黙示的担保は、2—315条のもとにおける特定目的にとっての適合性のそれである。この担保は、まず第一に買主が当該物品を特別の用途に使うことを売主が知っており、第二に買主がその用途のためにそれらの物品を選ぶにさいし売

主の技能を信頼しているような場合におこる。最も明白な例は、消費者が薬局に行って、「頭が痛いから頭痛にきくものをくれ。」といい、薬剤師がある薬を与えるような場合である。このさい、その薬はその特定目的のために適切なものであるという担保が存するのである。

一つ重要な問題となることは、担保の排除、つまり売主の潜在的責任の制限の可能性である。すでにふれたように、UCCはこのことに関しては一般的に不利な偏見をもっており、そのような排除が成功するためにはかなりきびしい条件を定めている。2—314条は、裁判所に対して、一般に当事者のあらゆる言動を考慮に入れ、かつ、できるならばそれら相互間のいかなる衝突も避けるように要請している。つまり、できるかぎり多くの担保保護を与え、また同時に、一方当事者が自らのために確保しようとする合理的な制限にそなえている。一方当事者が担保責任から自らを保護することの可能性に対する主たる制限は、商品性にもとづく重要な担保は、明確に、かつそれが文書による場合にはよく人目につく形で、「商品性」という語を含むような語句によってのみ排除されるということである。換言すれば、活字がいかに大きくとも、またその印刷がいかに鮮明な赤でなされていようと、売主は「本売買に関連するすべての明示的または黙示的担保を排除する」という語句は商品性にもとづく担保を排除するものではない。

これは相当複雑な分野であり、われわれは、担保排除に関する条項をすべて詳しく論ずる余裕がない。ただ、アメリカの裁判所はいかなる排除条項も狭く解釈する傾向をもつということを頭に入れておくことは有用だと思う。そうするに際し、裁判所は他の諸条項も援用することができる。たとえば、誠実ないしは不法性条項であり、また担保責任に対する契約上の制限を含めて、契約の救済を制限する当事者の権利を限定している2—719条の一般条項もおそらくしかりであろう。

担保についてのお話が終るまえに、一つの非常に良い質問に答えたいと思う。それは担保の立証と、立証がある場合には書面によるものだけに限

定する口頭証拠排除原則との間の関係についてである。もし担保のもとになっているものが事実の確認であるならば、われわれはただこのような確言を最終的合意に含めることは通常行なわれないと主張することによっていかなる問題をも回避しうる。文字通り、それらは約束ではなく、書面は両当事者間の約束のみを含んでいるにすぎない。

では、上とは異なり、書面による契約が、以前の確言にもとづく担保責任を排除しようとしている場合を考えよう。つまり、たとえば「この書面に表明されたもの以外には本取引に関連するいかなる他の担保も存在しない。」というような排除条項を含む場合である。この場合には、われわれは口頭証拠排除原則を云々する必要はない。ここでは、実際には担保排除条項を契約の一部として執行するだけだからである。しかしながら、担保を排除することはいかに困難であるかということ、またとくに、商品性にもとづく黙示的担保はそのような排除条項があっても依然存続することを忘れてはならない。

もう一つ忘れてならないことは、事実の誤った陳述は不法行為（不実表示または詐欺）にもとづく訴訟または錯誤にもとづく契約解除訴訟の根拠ともなるということである。たとえば、売主が買主に向かって「これは金の時計です。」といい、それを特別の価格で彼に売ったとしよう。もしその時計が実際には真鍮製であるとすると、買主がこの取引からぬけ出すのに少なくとも三つの全く別個のテクニックと、それに加えて損害賠償請求のための二つの方法が生ずる。まず第一にわれわれは、当該時計が金だといった確言はUCCのもとにおける担保責任を生ぜしめると主張して、もし現実に時計が真鍮であるならば買主は、担保違反にもとづいて契約を解除ないし取消すことができる。また全く別個の訴訟理論にもとづいて、もし売主が時計が真鍮製であることを知っているならば（あるいはたとえ知らなくとも、「善意の不実表示」理論により）、買主は一般に、詐欺または不実表示によってそそのかされたいかなる契約も解除する権利を有する。上のいずれの場合においても、つまり担保によろうと不法行為によろう

と、ほとんどの法域において買主は、その時計を保持しておいて彼がもしその確言が誤りであると知っていたならば行なったであろう取引との差額を得ることができる。（UCCのもとでは、彼は時計を返して、そのうえ彼の期待利益を得ることができる。）これら二つの可能性とは全く別に、もしこれが、両当事者ともその時計が実際に金であると信じていたが、後に真鍮であることが判明したような場合であるならば、錯誤にもとづく解除が可能である。口頭証拠排除原則による立証制限には、不法行為ないしは錯誤にもとづく救済のいかなるものも影響されないことに注意された

い。ここでもう一つつけ加えたいことは、口頭証拠排除原則も担保排除も、いずれも製品から損害をうけた場合の責任を制限するには有効ではないだろうということである。なぜならば、不法行為にもとづく救済は、担保訴訟法と平行して発展してきたものであり、それによって制限をうけることはないからである。私の感じでは、ある人々は、われわれはメーカーが通常の用途に合理的に適合しかつその使用中に損害を実際に生ぜしめないような製品を供給する基本的義務をまねがれ得ないような法状況に何らかの形で近づきつつあると思っていることであろう。

もちろん、メーカーは、担保と不法行為にもとづく請求から自らを保護する方法を考え出そうとしている。諸君は、店頭で売られている器具で、その使用中にやってはならないことを明確に記した鮮明な赤ラベルのついたものをみつけることがあろうが、これはメーカーが不法行為責任から自らを守ろうとするためのものである。そしてまた、メーカーの責任は欠陥ある部分品を修理ないしとりかえることに限られると書いた紙片を包装中に入れることによって、メーカーが同器具に伴なう担保責任を限定しようとしている試みにも気づくことであろう。しかしながら、この種の担保排除は、商品性にもとづく一般的担保を消滅させるのに役立たないことはすでにみたとおりである。

実際的問題の一つとして、売主が、その製品を

使ってはならないと人々に告げることを好まなくなるような一定の限度がある。たとえば、このハシゴはのぼるのに安全だという保証は絶対にできないという趣旨の表示が付けられているハシゴを、また、その使用は健康にとって非常に危険であると表示されたペンキの缶をある店で誰かが買うのは想像しえないことである。しかもなお、それ以下のいかなることも実際、それはそのような製品の通常の用途に適したものであるとの黙示的担保を買主に対して与えることになる。そしてこれは、まさにそうあるべき事柄である。というのは、顧客は、「これは貴方にとって何ら価値のあるものではありません。」と書かれた何らかの物を求めるためにお金を支払うことはないからである。ある程度の有用性(および保証ないし担保)は取引の基本関係の一部であり、裁判所もこの見解を適用してきた。付言するならば、2-719条に対するコメントは、少なくとも最少限に十分な救済が可能であることは売買契約のまさにエッセンスであるといっている(もっともこれは、それほど役に立たない。なぜなら裁判所は、契約が存在しないことをみつける方法をさがすのではなくて、追加的な責任を課する方法をさがすからである)。

どなたか、商品性の基準は価格に比例するかどうかを質問された。私は、買主がその物品について告げられたすべての事柄および特定目的のための適合性のすべての担保とともに、価格も実際に

は商品性の一般的基準のもとに考慮される事柄であると思う。商品性の一般的基準は、特定目的のための適合性の明示的ないし黙示的担保としてたてることのできるものとはちがって、普通低い基準、つまり最低の種類のものでよい。ともかく、これは、法律や裁判所が一般にほとんど排除しえないものにしてしまったため、その基準はメーカーに非常に重い荷を負わせるようなものではない。たとえば、もしある者が高価なマイクの代りに安いのを買うならば、その物品がそなえているべき性能水準は当然価格の相違を反映することであろう。しかしながら、それがマイクとしての働きを全然なさないとするならば、価格があまり高くはなかったからということ抗弁にならない。このトピックを終える前にもう一つ指摘しておくべきことは、UCCは直接の売主に対する直接の買主とその家族構成員の権利についてのみ定めるだけで、それ以上は扱っていない。しかしながら、それ以外でも、多くの州は判例法を通じてメーカーの担保責任を、彼は最終消費者と取引するわけではないため、この担保責任を排除するいかなる方法も有しないにもかかわらず、直接の消費者に対してまで拡大してきた。換言すれば、これら裁判所は、すでに述べた無過失責任の不法行為上の救済方法と実質上似ている契約法上の一つの観念——すなわち担保——にもとづく救済方法を認めてきたわけである。